

## 一条メガソーラー長野佐久穂海瀬発電所（仮称）事業に係る方法書に関する関係市町長の意見及び事業者の見解

| 番号 | 市町   | 項目名                   | ページ | 意見内容                                                                                                                                                                                      | 事業者見解                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|------|-----------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 佐久市  | 全般                    |     | ・環境影響評価方法書に記載されている調査、予測及び評価の手法を適切に行い、環境への負荷をできる限り回避又は低減すること。                                                                                                                              | ・長野県環境影響評価条例に基づき、県の環境部環境政策課をはじめ、有識者・学識経験者からなる「長野県環境影響評価技術委員会」の技術委員の指導のもと、調査計画を立案し年間を通じた各種の調査を実施し、その結果を基に保全対策を行う予定です。<br>・環境影響評価制度の目的である環境への影響に配慮し、よりよい事業計画となるように進めてまいります。                                                                                                                           |
| 1  |      | 6-2<br>対象事業実施区域及び調査範囲 | 2   | ・佐久穂町地下水保全条例では行為地より300m以上離れた場所である事を定めているため、調査地域を対象事業実施区域から200m程度を300mに変更すること。<br>（佐久穂町地下水保全条例（H24/9/25条例18号）地下水採取について必要な規制をおこなう。町内全域を保全地域とする（第7条）20m以上の井戸、河川等の水源地附近から300m以上離れていること。（第9条）） | ・ご指摘のとおり、水象につきましては、調査地域を対象事業実施区域より300m程度いたします。現地調査においては、地形や水系の状況により、柔軟に調査を実施し、対象事業実施区域周辺の水象を適切に把握できる調査といたします。                                                                                                                                                                                       |
| 2  |      | 6-5<br>事業計画           | 9   | ○ア ソーラーパネル及びソーラーパネル架台<br>・「地表面に木くずチップ（敷均し厚90mm）を敷き詰める」とあるが、雨水によりパネルから流れ落ちる流水によりチップの流出が予想される。流出による低地への堆積や調整池への流入が懸念される。チップの締固め等が必要でないか。                                                    | ・90mm厚程度の木くずチップの敷均しでは、長期的な雑草対策効果を期待できないことから木くずチップ敷均しを取りやめることとしました。<br>・造成地の表土安定策としては、主に種子の吹きつけを行うこととします。<br>・また、出来るだけ、現地で生育している種を移植・播種することを検討いたします。                                                                                                                                                 |
| 3  |      | 6-5<br>事業計画           | 9   | ○ア ソーラーパネル及びソーラーパネル架台<br>・「ソーラーパネル架台の杭は、1,000mmの貫入深さを基準として」とあるが、地盤が一律だとは考えられない。突風によりパネルの巻き上げ飛び散りが懸念される。地盤（地質）の状況により架台固定方法の検討が必要である。                                                       | ・平成29年9月以降に事業地内約20箇所程度の箇所、地質調査（ボーリング調査）を行うよう計画しています。<br>・また、パネルを設置する範囲については、造成工事後、スウェーデン式サウンディング試験（静的貫入試験）を適宜行い、地耐力を把握し杭長設定するようにします。                                                                                                                                                                |
| 4  |      | 6-5<br>事業計画           | 9   | ○ア ソーラーパネル及びソーラーパネル架台<br>・架台の劣化や金属腐食からの影響が懸念される。架台（杭）の材質は何を考えているか明確にする必要がある。                                                                                                              | ・架台は、耐食性溶融めっき鋼板を使用します。<br>・杭は、Q235（中国の金属材料規格、JIS G3101 一般構造用圧延鋼材SS400相当）に防錆処理として溶融亜鉛めっきした十分な耐久性のある製品を予定しています。                                                                                                                                                                                       |
| 5  | 佐久穂町 | 6-5<br>事業計画           | 9   | ○ア ソーラーパネル及びソーラーパネル架台<br>・パネル設置面に帯工設置（チップ流出防止、ガリ防止、滑動防止、床止め（板柵、ネット柵等））の検討が必要である。                                                                                                          | ・ご指摘のとおり、今後パネル設置面は早期緑化を図り、必要に応じ板柵、ネット柵、U字溝等を検討します。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 6  |      | 6-5<br>事業計画           | 9   | ○ア ソーラーパネル及びソーラーパネル架台<br>・パネル設置面に承水路、排水路の設置が必要である。                                                                                                                                        | ・ご指摘のとおり、今後各水路を必要に応じ、検討します。                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 7  |      | 6-5<br>事業計画           | 10  | ○イ パワーコンディショナー<br>・パワーコンディショナーはパネルより高さがある機器となる。また設置台数も60台と多いことから色や設置場所については景観に考慮したものとされた。低周波音がなるべく少ない機器の選定を行うこと。                                                                          | ・パワーコンディショナーの設置場所については、技術的に配慮が困難なため、景観に関する調査結果を踏まえ外装色を自然環境に同化する色に変更するなどの検討を行います。<br>・採用を予定しているパワーコンディショナーから発生する騒音（dB）は、機器から50m離れた地点での発生量は、環境省が示す「評価指針」（一般被験者の90%の人が寝室で許容できるレベル）の57%程度です。実際には、事業地外周部に30mの残置森林が防音するため、より影響の小さいレベルとなります。<br>・特に騒音問題で重視する夜間については、太陽光発電所の場合、発電しないため、パワーコンディショナーは、作動しません。 |
| 8  |      | 6-5<br>事業計画           | 11  | ○ウ 送変電設備<br>・昇圧変圧器や送変電設備についてもパワーコンディショナーと同様の考慮をすること。                                                                                                                                      | ・昇圧変圧器や送変電設備についてもパワーコンディショナー同様、設置場所については、技術的に配慮が困難なため、景観に関する調査結果を踏まえ外装色を自然環境に同化する色に変更するなどの検討を行います。<br>・低周波音については、パワーコンディショナーよりも低い発生レベルであることから、特別な配慮は必要ないと考えております。                                                                                                                                   |

|    |      |             |    |                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                |
|----|------|-------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9  |      | 6-5<br>事業計画 | 11 | ○③緑化計画<br>・「造成によって発生する盛土法面については、緑化を行う計画である。」とあるが、種子吹付では在来種の種子を、芝張りでは寒冷地用張芝を、植栽では在来木を選定し環境への考慮と法面の保護を図ること。                                                                            | ・緑化する種子は、原則的に在来種を選定します。<br>・植栽についても在来木を選定し、環境にも配慮します。                                                                                                                                                          |
| 10 |      | 6-5<br>事業計画 | 11 | ○④防災計画<br>・「工事中は事業区域外への土砂流出を防ぐ為の、仮設沈砂池を設け防止に努める。」とあるが、仮設沈砂池の構造が、空堀の沈砂池では崩落により下流域への土砂の流出が危惧される。                                                                                       | ・仮設沈砂池の構造は掘込み式とし、現場状況により、杭柵などの崩落防止を造成工事に合わせ順次設置します。                                                                                                                                                            |
| 11 |      | 6-5<br>事業計画 | 11 | ○④防災計画<br>・「供用時には、調整池で沈砂機能を持たせる計画である。」とあるが、定期的な沈砂除去をしなければ調整池としての機能が損なわれてしまう。施設稼働計画(施設管理維持計画を含む)を提示する必要がある。                                                                           | ・「森林法に基づく林地開発許可申請の手引 その2 平成28年4月 長野県林務部森林づくり推進課」(以下「林地開発許可申請の手引」という)P242の必要堆砂量(草地15m <sup>3</sup> /ha・林地1m <sup>3</sup> /ha・道路5m <sup>3</sup> /ha)が確保できる規模の調整池を設置します。<br>・施設管理は、毎年、10月に堆砂量の点検を行い、必要に応じ浚渫を行います。 |
| 12 |      | 6-5<br>事業計画 | 11 | ○④防災計画<br>・調整池(沈砂池)の位置決定根拠を提示すること。                                                                                                                                                   | ・各流域の最下流部で、必要な防災施設が設置可能な地点としました。<br>・資料5-1流域図を参照ください。                                                                                                                                                          |
| 13 |      | 6-5<br>事業計画 | 11 | ○④防災計画<br>・工事完了後の調整池の沈砂機能、沈砂量についての提示をすること。                                                                                                                                           | ・林地開発許可申請の手引P242の必要堆砂量(草地15m <sup>3</sup> /ha・林地1m <sup>3</sup> /ha・道路5m <sup>3</sup> /ha)が確保できる規模の防災施設を設置します。                                                                                                 |
| 14 |      | 6-5<br>事業計画 | 11 | ○④防災計画<br>・調整池の洪水調整時間の提示と、堆積土の排土処理方法の提示をすること。                                                                                                                                        | ・長野県「流域開発に伴う防災調整池等技術基準」に則り計画します。また、完成後3年～5年間分の堆砂量を確保します。                                                                                                                                                       |
| 15 |      | 6-5<br>事業計画 | 11 | ○④防災計画<br>・抜井川には漁業権があるため、事前に漁協との協議が必要である。                                                                                                                                            | ・今後、協議をお願いすることといたします。                                                                                                                                                                                          |
| 16 | 佐久穂町 | 6-5<br>事業計画 | 11 | ○①工事計画概要<br>・「工事関係車両の通行ルートは図1-6-6、表1-6-4に示す。」とあるが、大日向地区でも同社によるメガソーラー計画がある。同時期の工事があるとすれば、工事車両の重複路線もあり、大日向地区の工事関係車両の通行ルートも提示すべきではないか。                                                  | ・本事業と長野佐久穂大日向発電所(仮称)事業は、周辺環境への影響が大きい造成工事を同時期の工事とせず、本事業の工事が終了した後に行うよう計画しております。<br>・また、パネル・杭・架台などの材料の搬入については、同日に両発電所に運搬することを避け、通行量の抑制を行うこととします。<br>・両発電所の工事関係車両通行ルートについては、資料5-2、道路使用計画図を参照ください。                  |
| 17 |      | 6-5<br>事業計画 | 14 | ○表1-6-5<br>・海瀬発電所事業の工事工程表を提示するのみでなく、同時期の工事があるとすれば、大日向地区の工事工程表も提示すべきでないか。                                                                                                             | ・本事業と長野佐久穂大日向発電所(仮称)事業は、周辺環境への影響が大きい造成工事を同時期の工事とせず、本事業の工事が終了した後に行うよう計画しております。<br>・資料5-3、佐久穂大日向第一・第二太陽光発電所概略工程表を参照ください。                                                                                         |
| 18 |      | 6-5<br>事業計画 | 15 | ○ア 防災工事<br>・「法面排水処理として法面排水工、縦排水工、小段排水工の設置、必要に応じて埋設工及び水抜層(フィルター層)を設置する。」とあるが、法面排水処理は切土、盛土のすべてに実施し法面の崩落防止や土砂の流出防止を図り、存在・供用による影響を最小限に行うこと。「必要に応じて埋設工及び水抜層(フィルター層)を設置する。」とあるが、基準を提示すること。 | ・切土、盛土の法面排水処理は必要箇所を検討し、協議を行い計画します。<br>・埋設工の基準及び構造は、林地開発許可申請の手引P241を適用します。<br>・水抜層の基準及び構造は、林地開発許可申請の手引P193を適用します。                                                                                               |
| 19 |      | 6-5<br>事業計画 | 15 | ○ア 防災工事<br>・盛法部に板柵等の崩落防止工設置が必要である。                                                                                                                                                   | ・今後、設計を進める中で、必要に応じ計画します。                                                                                                                                                                                       |
| 20 |      | 6-5<br>事業計画 | 15 | ○ア 防災工事<br>・盛法部最大高は、近傍類似地区造成箇所を参考とし、小段(犬走り)には必要に応じて水路、承水路を設置する。                                                                                                                      | ・盛法部最大高は、近傍類似地区造成箇所を参考に計画することとします。<br>・盛土の法面排水で小段には必要に応じた、排水路を設置します。                                                                                                                                           |
| 21 |      | 6-5<br>事業計画 | 15 | ○ア 防災工事<br>・「洪水調整のため、事業区域内に計8か所の調整池を設置する計画である。」とあるが、設置場所の地盤調査はどのように行うのか。(ボーリング調査の深度は。)                                                                                               | ・構造物に必要な支持層が確認されるまで、調査を行います。                                                                                                                                                                                   |

|    |      |             |    |                                                                                                                                                          |                                                                                    |
|----|------|-------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 22 |      | 6-5<br>事業計画 | 15 | ○ア 防災工事<br>・「また、盛土の法尻には法面の安定を確保するため、擁壁を設置する。」とあるが、土圧を考え擁壁の高さや材質(場所によっては天然石積)を検討し景観への考慮をすること。盛土法面のすべてに法尻擁壁を設置するののか。(設置基準を提示すること)                          | ・盛土法尻には必要に応じ、擁壁工(ブロック積工、重力式擁壁工)を設置します。<br>・事業地外から目立つなどの景観上配慮すべき箇所は、天然石積などの検討を行います。 |
| 23 |      | 6-5<br>事業計画 | 15 | ○ア 防災工事<br>・「造成工事に先立ち、工事中の事業区域外への土砂流出を防止する目的で仮設沈砂池を設置する。」とあるが、仮設沈砂池の構造が、空堀の沈砂池では崩落により下流域への土砂の流出が危惧される。                                                   | ・仮設沈砂池の構造は掘込み式とし、現場状況により、杭柵などの崩落防止を造成工事に合わせ順次設置します。                                |
| 24 |      | 6-5<br>事業計画 | 15 | ○イ 伐採工事<br>・「樹木を段階的に伐採・除根し」とあるが、除根により地盤がゆるむため、地盤沈下や崩壊が生じないように、そのつど建設機械を用いた締固めを行う必要がある。                                                                   | ・伐採、除根後は段階的に建設機械での転圧を行い、土砂崩壊防止に努めます。                                               |
| 25 |      | 6-5<br>事業計画 | 15 | ○イ 伐採工事<br>・「木くずチップの敷均し厚は、長野県条例に則り10cm以下とする。」とあるが、雨水によりパネルから流れ落ちる流水によりチップの流出が予想される。流出による低地への体積や調整池への流入が懸念される。チップの締固め等が必要でないか。                            | ・90mm厚程度の木くずチップの敷均しでは、長期的な雑草対策効果を期待できないことから木くずチップ敷均しを取りやめることとしました。                 |
| 26 |      | 6-5<br>事業計画 | 15 | ○イ 伐採工事<br>・「木くずチップの敷均し厚は、長野県条例に則り10cm以下とする。」とあるが、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則2-1 c第6条」であるとすれば条例の出典を提示すること。                                                   | ・90mm厚程度の木くずチップの敷均しでは、長期的な雑草対策効果を期待できないことから木くずチップ敷均しを取りやめることとしました。                 |
| 27 | 佐久穂町 | 6-5<br>事業計画 | 15 | ○イ 伐採工事<br>・「木くずチップの敷均し厚は、長野県条例に則り10cm以下とする。」とあるが、長野県林業総合センター研究報告第21号(2006)によると、造林地でチップの植生抑制効果は10cm厚では1年で無散布と同程度の植被率となり、抑制効果が無くなった。とあるが、10cm厚の根拠を提示すること。 | ・90mm厚程度の木くずチップの敷均しでは、長期的な雑草対策効果を期待できないことから木くずチップ敷均しを取りやめることとしました。                 |
| 28 |      | 6-5<br>事業計画 | 15 | ○イ 伐採工事<br>・木くずチップの「不足する場合は優先場所を特定し敷均しする」とあるが、木くずチップを敷均さない設置面もあるということか。                                                                                  | ・全面的に木くずチップ敷均しを取りやめることとしました。                                                       |
| 29 |      | 6-5<br>事業計画 | 16 | ○ウ 造成工事<br>・「盛土工はダンプで運搬した土砂をブルドーザーによる敷均し、締固めを行う。」となっているが、土地の安定性を考慮し締固めはローラーに準ずる建設機械を用いた締固めとする。                                                           | ・地質調査結果に基づき、必要に応じて試験施工を行い、基準を遵守します。                                                |
| 30 |      | 6-5<br>事業計画 | 16 | ○ウ 造成工事<br>・調整池の上部はほとんどが盛土工となっている。(P8 図1-6-4切盛計画から)土砂の流れ込みを軽減する考慮が必要である。                                                                                 | ・早期緑化を図り、必要に応じ板柵、ネット柵、U字溝等を検討します。                                                  |
| 31 |      | 6-5<br>事業計画 | 16 | ○ウ 造成工事<br>・事業区域の地質は八千穂層(文献:佐久町史-自然編)となっている。八千穂層は各累層により形成されている。一律的な土処理でなく累層に合わせた土処理が必要となる。                                                               | ・地質調査結果に基づき、もっとも適切な処理方法を検討します。                                                     |
| 32 |      | 6-5<br>事業計画 | 16 | ○ウ 造成工事<br>・切土量、盛土量とも800,000m <sup>3</sup> と莫大な土量となり、地形が大幅に改変してしまう。保水能力低下からの災害等が懸念される。切土量、盛土量の縮小を検討すること。                                                 | ・地質調査及び、環境影響調査結果をもとに可能な限り切土量、盛土量を減らすように検討いたします。                                    |

|    |      |             |    |                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                 |
|----|------|-------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 33 |      | 6-5<br>事業計画 | 16 | ○ウ 造成工事<br>造成面の安定を保つためにも、盛土は工事区域外も含めて良質土を使用する。<br>又、区域外の採土候補地も検討すること。                                                                                                                                  | ・地質調査を実施し、盛土に適切な土を使用します。                                                                                                                                                                                        |
| 34 |      | 6-5<br>事業計画 | 16 | ○エ 法面工事<br>・「法面工事は、切土法面は1:1.2～・・・法面整形を行い、種子吹付工、種子散布工等はできるだけ在来種を用い、早期の緑化に努めるとともに法面保護を行う。」とあるが、安定勾配と緑化による法面保護に併せ、15ページ「ア 防災工事 法面排水処理として法面排水工、縦排水工、小段排水工の設置、必要に応じて埋設工及び水抜層(フィルター層)を設置する」により土地の安定性を考慮されたい。 | ・排水、湧水処理を適切に行い、防災施設を適宜施工し、地盤の安定に努めます。                                                                                                                                                                           |
| 35 |      | 6-5<br>事業計画 | 16 | ○①大気質<br>・「●工事車両の走行にあたっては、・・・車両の適切な運行管理により、工事車両の集中化を避ける。」となっているが、大日向地区でも同社によるメガソーラー計画がある。同時期の工事があるとすれば、工事車両の重複路線もあり、集中化を避ける考慮が必要である。                                                                   | ・本事業と長野佐久穂大日向発電所(仮称)事業は、周辺環境への影響が大きい造成工事を同時期の工事とせず、本事業の工事が終了した後に行うよう計画しております。<br>・また、パネル・杭・架台などの材料の搬入については、同日に両発電所に運搬することを避け、通行量の抑制を行うこととします。                                                                   |
| 36 |      | 6-5<br>事業計画 | 16 | ○①大気質<br>・膨大な面積の造成工事のため砂埃が大気中に拡散される懸念がある。造成工事中の散水等による管理が必要である。                                                                                                                                         | ・土地造成に伴う粉じんの予測評価を適切に行います。<br>・なお、現時点においては以下のような保全対策を考えております。<br>・通行頻度の高い事業地内通路には現場状況が許す限り、砕石を敷設し、散水するなどの砂埃発生抑制を行うようにします。<br>・造成工事が完了した箇所から随時、種子吹付工を行うことで、表土の早期安定を図るよう計画することとします。                                |
| 37 | 佐久穂町 | 6-5<br>事業計画 | 16 | ○①大気質<br>・工事車両等が、事業区域から町道等へ乗り入れる際、車両車輪に付着した土砂を町道に付着させ、乾燥により砂埃が大気中に拡散される懸念がある。影響について考慮が必要である。                                                                                                           | ・本事業における造成工事の運土計画は、切土と盛土のバランスを考慮し、事業地外への搬出も搬入も行わない計画としており、土が付着した工事車両が事業地内と公道を往来する予定ではありません。<br>・なお、事業地内で作業を終えた車両が事業地外へ出る場合は、タイヤ洗浄等の環境保全対策を考えております。                                                              |
| 38 |      | 6-5<br>事業計画 | 17 | ○②騒音・振動・低周波音等<br>・「●工事車両の走行にあたっては、・・・車両の適切な運行管理により、工事車両の集中化を避ける。」となっているが、大日向地区でも同社によるメガソーラー計画がある。同時期の工事があるとすれば、工事車両の重複路線もあり、集中化を避ける考慮が必要である。                                                           | ・本事業と長野佐久穂大日向発電所(仮称)事業は、周辺環境への影響が大きい造成工事を同時期の工事とせず、本事業の工事が終了した後に行うよう計画しております。<br>・また、パネル・杭・架台などの材料の搬入については、同日に両発電所に運搬することを避け、通行量の抑制を行うこととします。                                                                   |
| 39 |      | 6-5<br>事業計画 | 17 | ②騒音・振動・低周波音等<br>・パワーコンディショナーや送変電設備についても、騒音・振動・低周波音等について考慮すべきである。                                                                                                                                       | ・採用を予定しているパワーコンディショナーから発生する騒音(dB)は、機器から50m離れた地点での発生量は、環境省が示す「評価指針」(一般被験者の90%の人が寝室で許容できるレベル)の57%程度です。実際には、事業地外周部に30mの残置森林が防音するため、より影響の小さいレベルとなります。<br>・特に騒音問題で重視する夜間については、太陽光発電所の場合、発電しないため、パワーコンディショナーは、作動しません。 |
| 40 |      | 6-5<br>事業計画 | 17 | ②騒音・振動・低周波音等<br>・樹木伐採で用いるチェーンソー等の騒音についても考慮すべきである。                                                                                                                                                      | ・チェーンソーと油圧ハサミで木材を切断するフェラーパンチャ(伐倒機械)を併用し、騒音を抑制するよう検討いたします。                                                                                                                                                       |
| 41 |      | 6-5<br>事業計画 | 17 | ○②騒音・振動・低周波音等<br>・「伐採樹木は、粉碎チップ化の処理をする」となっているが、粉碎機の騒音を考慮すべきである。                                                                                                                                         | ・全面的に木くずチップ敷均しを取りやめることとしました。<br>・現地で粉碎チップ化しないため、粉碎機は、使用しないこととしました。                                                                                                                                              |
| 42 |      | 6-5<br>事業計画 | 17 | ○②騒音・振動・低周波音等<br>・架台は杭により固定予定だが、杭打ちによる騒音を考慮すべきである。そ                                                                                                                                                    | ・打撃貫入式の杭は止め、回転して貫入させるスクリー杭を使用し、発生する騒音を抑えることを予定しております。                                                                                                                                                           |
| 43 |      | 6-5<br>事業計画 | 17 | ○②騒音・振動・低周波音等<br>・事業区域に海瀬総合グラウンドが隣接しているので、騒音・振動・低周波音等についての考慮が必要である。                                                                                                                                    | ・ご指摘のとおり、準備書の予測評価を実施する際に海瀬総合グラウンドについても考慮いたします。                                                                                                                                                                  |

|    |             |             |                                                       |                                                                                                                               |                                                                                                                                                          |
|----|-------------|-------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 44 | 佐久穂町        | 6-5<br>事業計画 | 17                                                    | ○③水質<br>・「●造成工事の施行にあたっては、・・・場外への土砂や濁流の流出防止に努める。」となっているが、事業区域の下流には水田がある。事業者は排水を抜井川まで既存の農業用水路により排水を考えている。濁流等による水田への影響を考慮すべきである。 | ・ご指摘のとおり、準備書の予測評価を実施する際に水田への影響について考慮します。<br>・チップ敷均しを取りやめ、緑化等による土壌の浸食防止策及び雨水の浸透向上策を実施することを考慮しました。周辺の水田への濁水の影響について、現地調査結果を考慮し、事業計画を今後さらに検討した上で準備書に記載いたします。 |
| 45 |             | 6-5<br>事業計画 | 17                                                    | ○③水質<br>・「●仮設沈砂池等からの排水を定期的に監視し、・・・場外への土砂や濁流の流出を防止する。」となっているが、仮設沈砂池の構造が、空堀の沈砂池では崩落により下流域への土砂の流出が危惧される。                         | ・仮設沈砂池の構造は掘込み式とし、造成工事に合わせ順次設置します。又、防災施設を先行して施工し、災害防止に努めます。                                                                                               |
| 46 |             | 6-5<br>事業計画 | 17                                                    | ○③水質<br>・事業区域の近くに生涯学習館がある。生涯学習館の飲料水を含む水に関係する施設設備の全ては敷地内にある井戸水を利用している。森林の伐採や造成により影響が懸念される。                                     | ・ご指摘のとおり、生涯学習館の水の利用状況を確認し、影響の有無を検討いたします。                                                                                                                 |
| 47 |             | 6-5<br>事業計画 | 17                                                    | ○③水質<br>・架台は杭により直接土中に埋設する計画になっている。地面との接触箇所が金属腐食により、メッキ成分の亜鉛や鋼鉄の鉄が雨水による流れ出しや地中への浸透により水質を汚染する危惧がある。                             | ・杭は、Q235（中国の金属材料規格、JIS G3101 一般構造用圧延鋼材SS400相当）に防錆処理として溶融亜鉛めっきした製品を予定していますが、同様のめっきを施したガードレールや道路標識など一般的に使われていることから下流域の水質への影響は、ほとんどないと考えています。               |
| 48 |             | 6-5<br>事業計画 | 17                                                    | ○④動植物<br>・「●残地森林の確保に加え、造成森林を設けることにより、・・・生息環境の保全に努める。」とあるが、造成森林については、在来木の植栽での考慮を行うこと。                                          | ・植栽についても原則的に在来木を選定し、環境へ配慮いたします。                                                                                                                          |
| 49 |             | 6-5<br>事業計画 | 17                                                    | ○④動植物<br>・敷きならした木くずチップの腐敗物が低地に堆積し、雨水等により、その腐敗汚水による動植物への影響が懸念される。                                                              | ・全面的に木くずチップ敷均しを取りやめることとしました。                                                                                                                             |
| 50 |             | 6-5<br>事業計画 | 17                                                    | ○④動植物<br>・パネルからの輻射熱により、周辺部の温度上昇がある。温度上昇による動植物の影響を考慮する必要がある。                                                                   | ・周辺気温への影響について、既存の資料等を収集し検討します。なお、環境省が平成14年度に実施した研究の結果では、太陽光パネルの大規模設置による気温への影響は0.1℃以下であり、影響は無視できるとされています。                                                 |
| 51 |             | 6-5<br>事業計画 | 17                                                    | ○④動植物<br>・約2km上流の大日向地区でも同社によるメガソーラー計画がある。海瀬発電所事業区域と大日向地区に挟まれる区域についても、特に動物への影響が懸念される。                                          | ・大日向地区の計画は現段階では未決定です。そのため、計画を立案した段階で工事計画や調査範囲に関する長野県の指導等を確認し、複合的な影響を検討いたします。動物については、移動能力の大きな種について留意しながら調査を実施いたします。                                       |
| 52 |             | 6-5<br>事業計画 | 17                                                    | ○⑤ 廃棄物<br>・「「木くずチップの使用に関する基準」を遵守する。」とあるが、雨水によりパネルから流れ落ちる流水により、流出による低地への堆積や調整池への流入が懸念される。チップの締め等が必要でないか。                       | ・全面的に木くずチップ敷均しを取りやめることとしました。                                                                                                                             |
| 53 |             | 6-5<br>事業計画 | 17                                                    | ○⑥ 景観<br>・「●残置森林を確保するとともに、森林伐採は必要最小限に留め、・・・周辺からの影響に配慮する。」とあるが、事業区域の外周部については、パネルを目立たせないためにも、景観に配慮するためにも、造成森林でなく既存の森林を残すべきである。  | ・残地森林の基準は、林地開発許可申請の手引P175「工場、事業場等の配置」を適用し、検討いたします。                                                                                                       |
| 54 | 6-5<br>事業計画 | 17          | ○⑥ 景観<br>・残置森林の確保にあたっては、適宜に森林整備を行い、残置森林の適正な保全に考慮すること  | ・残置森林については、適宜に森林整備を行い、残置森林の適正な保全に努めます。                                                                                        |                                                                                                                                                          |
| 55 | 6-5<br>事業計画 | 17          | ○⑥ 景観<br>・ある一定以上の法面については、造成森林や種子の吹付により景観への考慮をする必要がある。 | ・造成地の表土安定策としては、主に種子の吹きつけを行うこととします。<br>・また、出来るだけ、現地で生育している種を移植・播種することを検討いたします。                                                 |                                                                                                                                                          |

|    |      |                             |       |                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|------|-----------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 56 |      | 6-5<br>事業計画                 | 17    | ○⑥ 景観<br>・パワーコンディショナーや特に送変電設備はパネルより高さがあり、景観への影響が懸念される。色や設置場所については景観に考慮したものとされた<br>い。                                                                 | ・パワーコンディショナーの設置場所については、技術的に配慮が困難なため、景観に関する調査結果を踏まえ外装色を自然環境に同化する色に変更するなどの検討を行います。                                                                                                                                                                         |
| 57 |      | 6-5<br>事業計画                 | 17    | ○⑦ その他<br>・「●供用後設備のメンテナンスとして除草作業が必要となるが、除草剤を使用せず、手作業での除草を行い、」とあるが、農薬・除草剤等を使用しないことが確認できる施設稼働計画(施設管理維持計画を含む)を提示する必要がある。                                | ・除草作業については、木くずチップの敷均しを行わず、地元の協力会社に委託し発電事業期間中、春(5月頃)と秋(10月頃)の年2回行う事として計画しております。これらの計画については、更に検討を進め準備書に内容を記載いたします。                                                                                                                                         |
| 58 |      | 6-5<br>事業計画                 | 17    | ○⑦ その他<br>・「●供用後は、外周部にフェンス及び立ち入り禁止看板を設置し、防犯及び安全管理に努める。」とあるが、フェンスの設置によりシカの動線の変更があり、農地への影響が懸念される。                                                      | ・「南佐久郡鳥獣被害防止計画」の今後の取り組み方針として、ニホンジカを含む農林水産業等に被害を発生させている鳥獣の生態調査の実施が示されています。この調査結果や現地調査の結果を踏まえながら、準備書の中で農地への影響を検討していきます。                                                                                                                                    |
| 59 |      | 6-5<br>事業計画                 | 17    | ○⑧その他<br>・フェンスや立ち入り禁止看板の色も景観に考慮したものとすること。                                                                                                            | ・景観に関する調査結果を踏まえ色を自然環境に同化する色に変更するなどの検討を行います。                                                                                                                                                                                                              |
| 60 |      | 6-5<br>事業計画                 | 17    | ○⑧その他<br>・立ち入り禁止看板だけでなく、設置事業者への連絡手段を事業地に提示すること。                                                                                                      | ・事業地の外周フェンスの適切な箇所に立ち入り禁止看板と事業者への連絡先を表示することとします。                                                                                                                                                                                                          |
| 61 |      | 6-5<br>事業計画                 | 17    | ○⑧その他<br>・事業実施区域の現況CO2吸収量を提示すること。                                                                                                                    | ・正確な事業実施区域のCO2吸収量を提示することは出来ませんが、今後行う植物に関する調査結果から概略の予想値を提示することとします。                                                                                                                                                                                       |
| 62 | 佐久穂町 | 6-6<br>その他                  | 18    | ○1. 一条メガソーラー長野佐久穂大日向第1・第2太陽光発電所(仮称)事業計画<br>・わずか2km上部での建設であり、海瀬発電所事業の約4倍となる計画面積であれば、海瀬発電所事業と一体的な環境影響評価が必要である。                                         | ・長野県環境政策課との協議により別々の事業として環境影響評価を行うこととしました。<br>・なお、準備書の段階で大日向の計画が明らかになっている場合はそれを踏まえた予測評価を行います、一方、大日向のアセス手続では海瀬の計画を踏まえて行います。                                                                                                                                |
| 63 |      | 6-6<br>その他                  | 18    | ○2. 発電開始後20年以降の計画<br>・売電期間は20年間と決まっている。継続しての発電・送電事業は確定できない。事業を撤退する場合の具体的な計画(パネルや架台の処理方法や跡地の利用計画等)を示さなければ、本当の環境影響評価にはならず、売電期間だけの一時的なものになってしまうのではないかと。 | ・環境影響評価では、事業が継続するものとして工事中及び供用後の影響について検討いたします。<br>・なお、発電事業完了後のパネル等の発電設備は、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第一版)平成28年3月」(環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室)に沿ったリユース、リサイクル、適正処分を行います。<br>・事業地については、佐久穂町をはじめ、関係部署と協議した結果に基づくこととします。(例えば、自然公園としての活用～植林して森林に帰属するなど) |
| 64 |      | 2-4<br>環境保全についての配慮が必要な施設の状況 | 30~34 | ・佐久穂町 児童館・学童クラブ・子どもセンターの記載がない。搬入ルートに隣接することから考慮が必要である。                                                                                                | ・ご指摘の通り、準備書において考慮いたします。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 65 |      | 2-4<br>環境保全についての配慮が必要な施設の状況 | 30~34 | ・佐久穂町障害者福祉施設「陽だまりの家」の記載がない。搬入ルートの脇になることから特に考慮が必要である。                                                                                                 | ・ご指摘の通り、準備書において考慮いたします。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 66 |      | 2-4<br>環境保全についての配慮が必要な施設の状況 | 30~34 | ○2-4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況<br>・海瀬社会体育館、しらかば社会体育館、海瀬総合グラウンドの記載がない。海瀬総合グラウンド利用者ルートは搬入ルートと重複するため考慮が必要である。                                                | ・ご指摘の通り、準備書において考慮いたします。                                                                                                                                                                                                                                  |

|    |      |                                                        |       |                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                     |
|----|------|--------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 67 |      | 2-4<br>環境保全に<br>ついての配<br>慮が必要な<br>施設の状況                | 30~34 | ・花岡遺跡公園の記載がない。                                                                                                                                                                      | ・公園の内容等を確認後、準備書において修正いたします。                                                                                                                                         |
| 68 |      | 2-4<br>環境保全に<br>ついての配<br>慮が必要な<br>施設の状況                | 30~34 | ○表2-2-14 対象実施区域周辺の社会福祉施設及び図書館<br>・対象実施区域周辺の社会福祉施設及び図書館 中の「ほほえみ」は地域活動支援センターでなくグループホームである。                                                                                            | ・ご指摘の通り、準備書において修正いたします。                                                                                                                                             |
| 69 |      | 2-5<br>水域の利用<br>状況                                     | 35    | ○表 2-2-17 水源状況<br>・事業区域の近くに生涯学習館がある。生涯学習館の飲料水を含む水に関係する施設設備の全ては敷地内にある井戸水を利用している。森林の伐採や造成により影響が懸念される。                                                                                 | ・生涯学習館の水利用の状況を把握し、対象事業実施区域周辺の地下水の状況を調査しながら影響を検討いたします。                                                                                                               |
| 70 |      | 2-7<br>環境の保全<br>を目的とし<br>た関係法令<br>による指<br>定、規制等<br>の状況 | 57    | ○表 2-2-43 関係法令による指定規制の状況<br>・地域森林計画対象森林の民有林で対象事業実施区域が×になっているが○である。                                                                                                                  | ・ご指摘の通り、準備書において修正いたします。                                                                                                                                             |
| 71 | 佐久穂町 | 2-8<br>地域の環境<br>に係る方針<br>等の状況                          | 62    | ○ア 佐久穂町環境保全条例<br>・「佐久穂町は、・・・、自然環境並びに生活環境の保全のために守るべき事項等を定めている。」の後に、「基本理念にのっとり、開発行為に関して町と事業者間で開発協定を結び合意形成を図り、自然環境及び生活環境が良好に維持されることを目的としている。」を加えること。                                   | ・ご指摘の通り、準備書において修正いたします。                                                                                                                                             |
| 72 |      | 3-2<br>水象の状況                                           | 72    | ○1. 河川<br>・台風の度に氾濫した抜井川の治水を目的としたダム、古谷ダムと余地ダムの、存在を記載すべきである。                                                                                                                          | ・記載内容を確認後、準備書において記載を検討いたします。                                                                                                                                        |
| 73 |      | 3-3<br>地象の状況                                           | 74    | ○5. 災害履歴等<br>・平成11年8月13日～16日発生 of 豪雨災害についての記載をすべきである。佐久穂町東部地区で被害が多発し、抜井川が氾濫した。今回の事業区域下流に位置し、抜井川が湾曲する箇所にある一の淵橋では欄干まで水位が上昇した。被害が拡大したことから8月15日に毎年開催される町主催の成人式も中止となった。用水路に転落し死者1名も発生した。 | ・記載内容を確認後、準備書において記載を検討いたします。                                                                                                                                        |
| 74 |      | 3-4<br>動植物の生<br>息又は生<br>育、植生及<br>び生態系の<br>状況           | 96    | ○表 2-3-22(2) 調査範囲内で記録されている注目すべき種(植物)(2/2)<br>・事業区域南側でシュンランが確認されたことがあるが、注目すべき種にいくべきでないか。                                                                                             | ・今後実施する現地調査で、植物の生育について詳細に調査いたします。その中でシュンランの状況についても把握いたします。頂きました情報に基づき、事業区域南側でも精査いたします。<br>・なお、必要に応じて改めて情報提供をいただくことがあるかもしれませんので、よろしくお願いいたします。                        |
| 75 |      | 3-6<br>景観・文化<br>財の状況                                   | 100   | ○② 主要な眺望景観<br>表 2-3-25 主要な眺望地点の状況<br>・地点番号3の花岡遺跡公園は眺望の可否で×となっているが、花岡遺跡公園の山頂はかつて“のろし台”があったことから、物見櫓を建築し周辺が見渡せるようになっていた。そこからは事業区域は眺望できないのか。眺望できるのであれば、調査地点とすること。                       | ・現状では、花岡遺跡公園の物見櫓は老朽化のため立入禁止となっています。また公園の頂上から中腹にかけての北側斜面は樹林となっており、事業地側の眺望は得られない状況です。このことから、方法書では眺望の可否を×としました。<br>・今後、物見櫓の修復計画を確認した上で、公園内からの眺望状況を確認しながら、景観調査地点といたします。 |
| 76 |      | 3-7<br>触れ合い活<br>動の場の状<br>況                             | 104   | ○表 2-3-27 主な触れ合い活動の場<br>・主な触れ合い活動の場に月見公園も加えるべきでないか。                                                                                                                                 | ・月見公園は事業地から約1.2km離れており、付近を工事用車両が通行する予定はありません。そのため、触れ合い活動の場の調査対象からは除外しました。                                                                                           |

|    |                     |     |                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|---------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 77 | 第1節<br>環境影響評価の項目の選定 | 115 | ○表3-1-1 環境影響評価の項目の選定<br>・影響要因の区分で、工事による影響に樹木をチップ化するための「粉碎機」を加えるべきである。また架台杭の「杭打ち作業」も加えるべきである。                                                                                        | ・全面的に木くずチップ敷均しを取りやめることとしましたので、粉碎機は使用しません。<br>・杭打ちではなく、回転して貫入させるスクリー杭を予定しております。                                                                                                                                                                                                                     |
| 78 | 第1節<br>環境影響評価の項目の選定 | 115 | ○表3-1-1 環境影響評価の項目の選定<br>・造成工事による地表の変化や、樹木の伐採、架台杭の埋設により、地下に浸透する水質の変化が考えられる。環境要素で水質の地下水質も調査項目に加えるべきである。                                                                               | ・架台杭は腐食しにくい溶融亜鉛めっきした鋼材を採用し、十分に耐久性のある製品を使用いたします。また、定期的に点検メンテナンスを実施し、破損や腐食が発生しないよう管理いたします。また、地表の変化や樹木の伐採等による地下水の水質に対する影響は極めて小さいと考えています。                                                                                                                                                              |
| 79 | 第1節<br>環境影響評価の項目の選定 | 115 | ○表3-1-1 環境影響評価の項目の選定<br>・売電期間は20年間と決まっている。継続しての発電・送電事業は確定できない。影響要因の区分に「供用終了後の影響」を加えるべきである。事業を撤退する場合の具体的な計画(パネルや架台の処理方法や跡地の利用計画等)を示さなければ、本当の環境影響評価にはならず、売電期間だけの一時的なものになってしまうのではないかと。 | ・環境影響評価では、事業が継続するものとして工事中及び供用後の影響について検討いたします。<br>・なお、発電事業完了後のパネル等の発電設備は、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第一版)平成28年3月」(環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室)に沿ったリユース、リサイクル、適正処分を行います。<br>・事業地については、佐久穂町をはじめ、関係部署と協議した結果に基づくこととします。(例えば、自然公園としての活用～植林して森林に回帰するなど)                                           |
| 80 | 第1節<br>環境影響評価の項目の選定 | 115 | ○表3-1-1 環境影響評価の項目の選定<br>・架台は杭により直接土中に埋設するため、金属腐食により腐食物が雨水による土壌への影響が考えられる。環境要素での土壌汚染で、環境要因での存在・供用による影響で工作物の存在での調査が必要である。                                                             | ・架台杭は腐食しにくい溶融亜鉛めっきや耐食性溶融めっきした鋼材を採用し、十分に耐久性のある製品を使用いたします。また、定期的に点検メンテナンスを実施し、破損や腐食が発生しないよう管理いたします。                                                                                                                                                                                                  |
| 81 | 第1節<br>環境影響評価の項目の選定 | 115 | ○表3-1-1 環境影響評価の項目の選定<br>・特に夏季において、パネル自体の輻射熱による気温の上昇からの気象変化が危惧される。環境要素で、その他の環境要素に「気象変化」を評価項目に加え調査が必要である。                                                                             | ・周辺気温への影響について、既存の資料等を収集し検討します。なお、環境省が平成14年度に実施した研究の結果では、太陽光パネルの大規模設置による気温への影響は0.1℃以下であり、影響は無視できるとされています。                                                                                                                                                                                           |
| 82 | 第1節<br>環境影響評価の項目の選定 | 115 | ○表3-1-1 環境影響評価の項目の選定<br>・事業区域での現状の気象関係データ(気温、風向、風速、湿度、雨量、日射量、日照時間)を調査し、事業実施後との比較を継続して行うこと。                                                                                          | ・大気質の予測等のために、海瀬総合グラウンド南側で現状の気象観測を実施します。観測項目は風向、風速、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、降下ばいじん、放射収支量及び追加項目として雨量を予定しています。事業の実施により地域の気象状況が大きく変化することは想定していません。<br>・ただし、地形改変により変化の可能性のある、風向、風速については事業実施中のモニタリングを検討いたします。                                                                                                       |
| 83 | 第1節<br>環境影響評価の項目の選定 | 115 | ○表3-1-1 環境影響評価の項目の選定<br>・「本事業では、維持管理等に農薬・除草剤等を使用しない計画であるため、」とあるが、使用しないことが確認できる施設稼働計画(施設管理維持計画を含む)を提示する必要がある。                                                                        | ・除草作業については、地元の協力会社に委託し発電事業期間中、春(5月頃)と秋(10月頃)の年2回行う事として計画しております。これらの計画については、更に検討を進め準備書に内容を記載いたします。                                                                                                                                                                                                  |
| 84 | 第3章第2節<br>2-6<br>水質 | 121 | ・表3-2-12で「太陽光パネル等の交換・破棄では水質への影響はないと考えられる」とあるが、台風等により破損し有害物質が土中に浸透する場合も考慮し、本地域には水道水源(井戸、湧水等)があることから重点化項目とし地下水、湧水等の水質調査も追加すること。                                                       | ・太陽光パネルは、通常の利用では破損しないような十分な強度を持った製品を使用いたします。万一、台風等により破損した場合でも、太陽光パネルは有害物質を大量に含む製品ではないため、環境を汚染する恐れはほとんどありません。また、そのような場合には破損したパネルをただちに撤去交換いたします。<br>・なお、定期的なメンテナンスや点検等で万一異常が見られたものや、交換時期を迎えたものについては、交換し適切に処分いたしますが、その際の処理方法等を明らかにした上で、準備書において適切に予測及び評価を行います。<br>なお、水道水源は対象事業実施区域中では存在しないことを確認しております。 |
| 85 | 2-7<br>水象           | 122 | ・約2km上流の大日向地区でも同社による約200haにも及ぶメガソーラー計画がある。今回の海瀬発電所事業のみでなく、大日向地区事業も含めての、環境要素で水象の河川及び湖沼は標準項目でなく重点化項目とすべきで、詳細な調査、予測、評価を行う必要がある。                                                        | ・大日向地区の計画は、現段階では未決定です。そのため、計画を立案した段階で工事計画等を確認し、複合的な影響を検討いたします。<br>・ただし、河川の水量に関しては、それぞれの事業地で必要な調整池を計画することといたしますため、大きな影響は発生しないものと考えております。                                                                                                                                                            |
| 86 | 2-7<br>水象           | 122 | ・事業区域の下方の近くに生涯学習館がある。生涯学習館の飲料水を含む水に関係する施設設備の全ては敷地内にある井戸水を利用している。環境要素で水象の地下水は簡略化項目でなく標準項目とすべきである。                                                                                    | ・生涯学習館の井戸については、井戸の構造(井戸深、帯水層深度)、地下水位・水質、利用実態を把握し、対象事業実施区域周辺の水理地質構造や地下水の状況を調査しながら影響を検討いたします。                                                                                                                                                                                                        |



|    |                  |     |                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 87 | 2-7<br>水象        | 122 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域からのすべての水は既存の水路により抜井川まで排水される。既存の水路は農業用水路として利用されている。現在周辺には五つの水利組合(海瀬開田・真木開田・花岡開田・穂積海瀬開田・中原開田・清水上開田)があり水路を管理している。環境要素で水象の利水及び水面利用等で標準項目に加えなければならない。</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域から流下する水に関しては、調整池を設置し土地の改変に応じた水量調整を計画することといたします。下流の利水及び水面利用等に関しては、大きな影響は発生しないものと考えておりますが、今後の調査結果を踏まえ、影響の程度を予測及び評価した上で、周辺の水利組合と協議しながら、適切に詳細な設計を実施いたします。</li> </ul>                                                                                                    |
| 88 | 2-10<br>地形・地質    | 125 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域の地質は八千穂層(文献:佐久町史-自然編)となっている。八千穂層は各累層により形成されている。一律的な土処理でなく累層に合わせた土処理が必要となる。また事業区域の東側に隣接する箇所は、同じ八千穂層で土砂災害警戒区域に指定されている。環境要素で地形・地質の土地の安定性は標準項目でなく重点化項目とすべきである。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域内の地質の状況については、地表踏査、ボーリング調査、土質試験などにより、各地層の分布状況や構造、性状、土質工学的性質を把握した上で、切土斜面や盛土の安定性について検討いたします。</li> </ul>                                                                                                                                                                    |
| 89 | 2-11<br>植物       | 126 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の造成により表土の状況が大きく変化する。既存植物でも生育できなくなるものや、新しい表土で新たに生育する植物があることから、環境要素で植物の土壌は簡易化項目でなく標準項目とすべきである。</li> </ul>                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の通り、準備書において修正いたします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                           |
| 90 | 2-14<br>景観       | 130 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域は周辺を取り巻くように農地があり、農地に接する里山としての景観を形成している。造成やパネルの設置により佐久穂町らしい景観は大きく変貌してしまう。環境要素で景観について存在・供用による影響は標準項目となっているが、重点化項目とすべきである。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域のうち、パネルを設置する予定の区域は周辺を造成緑地や残地森林で囲うように配置されるため、周辺の近傍からは見えにくいことが想定されます。また、パネルは南向きに配置されるため、多くの集落のある北側からは逆方向となります。このことから標準項目として取り扱うこととしております。</li> <li>・ただし、大きな面積にパネルが敷かれることによる一定の景観変化は懸念されるため、周辺の主要な眺望点等を景観の調査予測評価地点として選定しています。これらの地点からの眺望景観の変化を適切に予測評価いたします。</li> </ul> |
| 91 | 2-15<br>触れ合い活動の場 | 131 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域に、多くの人々が利用する海瀬総合グラウンドが隣接している。町内外のスポーツ活動が数多く行われている。環境要素で触れ合い活動の場は簡略化項目でなく標準項目とすべきである。</li> </ul>                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘の通り、準備書において修正いたします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                           |
| 92 | 2-19<br>その他の環境要素 | 135 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パネル設置が約30haという広大な面積となる。環境要素でその他の環境要素で光害を標準項目でなく重点化項目とすべきである。</li> </ul>                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用するパネルは、パネル表面のガラスが、ほとんど反射しない製品を使用しています。また、設置方向が南向きとなるため、多くの集落等が位置する北側とは反対の方向となります。そのため、標準項目として取り扱うこととしております。</li> <li>・ただし、朝夕など太陽高度が低い時間帯は、反射の可能性が懸念されるため、シミュレーションによる予測を検討しております。</li> </ul>                                                                               |
| 93 | 2-19<br>その他の環境要素 | 135 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じ(特に春分・夏至・秋分・冬至)での、日の出から日没までのパネルからの反射を予測し、周辺の人家や農業用ハウス、グラウンド等への影響を予測すること。</li> </ul>                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記と同様、朝夕など太陽高度が低い時間帯は、反射の可能性が懸念されるため、シミュレーションによる予測を検討しております。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     |
| 94 | 3-1<br>大気質       | 136 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○表3-3-3 大気質に係る現地調査地点の選定理由</li> <li>・調査地点の第4号調整池予定地は谷合にあり、降下ばいじん等を測定するのに適していない。第1号調整池予定地が適当と考える。137ページの図3-3-1大気質調査地点では第1号調整池予定地になっている。</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4号調整池ではなく第1号調整池の誤植でした。申し訳ありませんでした。ご指摘の通り、準備書において修正いたします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                        |
| 95 | 3-1<br>大気質       | 136 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○表3-3-3 大気質に係る現地調査地点の選定理由</li> <li>・調査地点は事業区域の北側のみを選定している。事業区域は尾根が東西に連なっている。そのことから事業区域の南側でも調査すべきである。</li> </ul>                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画地周辺は、主に北側に住居地域が広がり、保育園などの環境保全上配慮すべき施設も北側に位置します。そのため、調査地点は北側に設定いたしました。</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |
| 96 | 3-1<br>大気質       | 136 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○表3-3-3 大気質に係る現地調査地点の選定理由</li> <li>・事業区域の周辺は通常の交通量が少ない地域である事を考慮した評価が必要である。</li> </ul>                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のとおり、環境基準等との比較だけでなく、現状の良好な環境を考慮した予測評価を実施いたします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                |
| 97 | 3-1<br>大気質       | 138 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○表3-3-4 大気質に係る予測手法(工事による影響)</li> <li>・予測対象時期等が「降下ばいじん量の影響が最大となる造成工事の最盛期」「工事箇所からの降下ばいじんによる影響が最大となる時期」とあるが、どのような時期か曖昧である。工事施工計画や気象に基づき時期を示すこと。</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は、詳細な工事工程が検討中ですので、予測対象時期についても、記載の表現とさせていただきます。今後、工事工程を詳細に検討し、予測評価に適切な時期を対象とした予測評価を実施し、時期の選定根拠も含め結果を準備書に記載いたします。</li> </ul>                                                                                                                                                |

|     |           |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                          |
|-----|-----------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 98  | 佐久穂町      | 3-1<br>大気質  | 138                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ○表3-3-4 大気質に係る予測手法(工事による影響)<br>・上記と同様に、予測対象時期等が「最大となる時期」という表現が、環境要素(騒音・振動・低周波音・水質・水象・地形地質・植物・動物・生態系・景観・触れ合いの場)ごとに複数で記載されているが、工事施工計画や施設稼働計画(施設管理維持計画を含む)を提示しなければ時期が曖昧になり的確な予測ができないのではないか。                                        | ・上記と同様、今後、工事工程を詳細に検討し、適切な時期を対象とした予測評価を実施いたします。                                                                                                           |
| 99  |           | 3-2<br>騒音   | 139                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ○表3-3-7 騒音に係る現地調査地点の設定理由<br>・調査地点の第4号調整池予定地は谷合にあり騒音レベルを測定するのに適していない。影響が顕著に表れる海瀬総合グラウンドでの測定が適当と考える。                                                                                                                              | ・第4号調整池ではなく第1号調整池の誤植でした。申し訳ありませんでした。ご指摘の通り、準備書において修正いたします。                                                                                               |
| 100 |           | 3-2<br>騒音   | 139                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ○表3-3-7 騒音に係る現地調査地点の設定理由<br>・事業区域の周辺は通常の騒音が環境基準を大きく下回っている地域である事を考慮した評価が必要である。                                                                                                                                                   | ・ご指摘のとおり、環境基準等との比較だけでなく、現状の良好な環境を考慮した予測評価を実施いたします。                                                                                                       |
| 101 |           | 3-3<br>振動   | 142                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ○表3-3-12 振動に係る現地調査地点の設定理由<br>・調査地点の第4号調整池予定地は谷合にあり振動レベルを測定するのに適していない。影響が顕著に表れる海瀬総合グラウンドでの測定が適当と考える。                                                                                                                             | ・第4号調整池ではなく第1号調整池の誤植でした。申し訳ありませんでした。ご指摘の通り、準備書において修正いたします。                                                                                               |
| 102 |           | 3-3<br>振動   | 142                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ○表3-3-12 振動に係る現地調査地点の設定理由<br>・事業区域の周辺は通常の振動が環境基準を大きく下回っている地域である事を考慮した評価が必要である。                                                                                                                                                  | ・ご指摘のとおり、環境基準等との比較だけでなく、現状の良好な環境を考慮した予測評価を実施いたします。                                                                                                       |
| 103 |           | 3-4<br>低周波音 | 144                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ○表3-3-17 低周波音に係る現地調査地点の設定理由<br>・調査地点に影響が顕著に表れる海瀬総合グラウンドも加えるべきである。                                                                                                                                                               | ・ご指摘の通り、準備書において修正いたします。                                                                                                                                  |
| 104 |           | 3-6<br>水象   | 150                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ・現在と事業実施後の比較をするため、農林水産省土地改良事業方式にて、現況・計画用排水系統及び模式図の作成をすること(例:地目又は、土地利用別に流出率を設定して)                                                                                                                                                | ・ご指摘のとおり、用排水系統図及び模式図を作成し、今後協議を行います。                                                                                                                      |
| 105 |           | 3-6<br>水象   | 150                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ・事業実施による、関係河川及び、水路の流量測定を実施すること。                                                                                                                                                                                                 | ・ご指摘の通り、現地調査を実施し、準備書に結果を記載いたします。調査頻度としては、1回/月と考えています。                                                                                                    |
| 106 |           | 3-6<br>水象   | 150                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ・事業区域周辺の地下水(井戸(浅井戸、深井戸)、湧水井、池の調査・確認、工事前に能力確認(井戸揚水試験の実施・既存井戸実施時期)が必要となる。<br>(佐久穂町環境保全条例・第19条、第16条第2項の規定により開発行為の許可を受けた者であっても、その開発行為によって附近の湧水及び深井戸等の水位の減少若しくは、低下又は…これらの水質の汚濁が認められる場合は直ちに開発行為を中断し、原因を究明するとともに、その原因が開発行為に…最悪の場合は中止…) | ・事業区域周辺約300mの範囲については、地下水等水利用実態調査として現地踏査により井戸、湧水、池等の分布状況を調査し、利用者へのヒアリング等により利用状況(利用水量・時期・頻度)及び井戸の構造、水位、水質等の情報を収集いたします。利用水源が存在する場合はそれらへの影響について予測評価を実施いたします。 |
| 107 |           | 3-6<br>水象   | 151                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ○表3-3-5 水象調査地域<br>・事業区域からのすべての水は抜井川まで排水される。抜井川は上流にダムがあるために護岸工事が実施してない箇所がある。事業区域から排水される抜井川から千曲川までの間を調査地域とすべきである。特に護岸工事の行われていない箇所での調査が必要となる。                                                                                      | ・ご指摘のとおり、現地調査において対象事業に係る水路等の状況について把握いたします。                                                                                                               |
| 108 | 3-6<br>水象 | 151         | ○表3-3-5 水象調査地域<br>・僅か約2km上流の大日向地区でも同社によるメガソーラー計画がある。約200haにも及ぶ広大な面積であり、そのほとんどが山林である。山林の伐採による保水力の低下が危惧される。大日向地区は地元でも「石山」と言われているように、表土が少ない(保水力のない)地表(地質)となっている。<br>大日向地区の排水もすべて抜井川に流れ込むことから、抜井川の水位の上昇が明らかに考えられる。海瀬発電所事業のみでなく、大日向地区事業も含めての調査を実施すると共に、頻度・時期等が年4回(豊水期2回、渇水期2回)となっているが、台風などの豪雨時も必ず調査をすべきである。 | ・大日向地区の計画は、現段階では未決定でございます。そのため、計画を立案した段階で工事計画や調査範囲に関する長野県の指導等を確認し、複合的な影響を検討いたします。<br>・なお、台風などの豪雨時の調査は、大日向地区に関係なく海瀬地区の本計画においても調査実施する予定です。                                                                                        |                                                                                                                                                          |

|     |              |     |                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|--------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 109 | 3-6<br>水象    | 151 | ○表3-3-5 水象調査地域<br>・事業区域からのすべての水は既存の水路により抜井川まで排水される。既存の水路は農業用水路として利用されている。現在周辺には五つの水利組合(海瀬開田・真木開田・花岡開田・穂積海瀬開田・中原開田・清水上開田)があり水路を管理している。調整池から抜井川までの排水の経路(図1-6-3排水計画)についてはすべて調査が必要である。                    | ・ご指摘のとおり、現地調査において対象事業に係る水路等の状況について把握いたします。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 110 | 3-8<br>地形・地質 | 156 | ○表3-3-33 現地調査内容(地形・地質)<br>・ボーリング調査は強固な岩盤が確認されるまでの調査を行うこと。                                                                                                                                             | ・ご指摘のとおり、構造物に必要な、支持層が確認されるまで調査を行います。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 111 | 3-8<br>地形・地質 | 157 | ○図3-3-7 地形・地質調査地域<br>・事業区域の東側に隣接する箇所には、事業区域内と同じ地層の八千穂層で土砂災害警戒区域に指定されている。接する事業区域でのボーリングの箇所は1箇所しか計画されていない。複数個所のボーリングが必要である。                                                                             | ・平成29年9月以降に事業地内約20箇所程度の箇所、地質調査(ボーリング調査)を行うよう計画しています。<br>・また、パネルを設置する範囲については、造成工事後、スウェーデン式サウンディング試験(静的貫入試験)を適宜、行い地耐力を把握し杭長設定するようにいたします。                                                                                                                                           |
| 112 | 3-10<br>動物   | 163 | ○図3-3-9 動物調査地域<br>・約2km上流の大日向地区でも同社によるメガソーラー計画がある。海瀬地区と大日向地区に挟まれる館・旭区域についても、調査をする必要がある。                                                                                                               | ・大日向地区の計画は、現段階では未決定です。そのため、計画を立案した段階で工事計画や調査範囲に関する長野県の指導等を確認し、複合的な影響を検討いたします。                                                                                                                                                                                                    |
| 113 | 3-11<br>生態系  | 165 | ・「生態系項目では、原則として生態系独自の現地調査等は想定せず、…」となっているが、現在ニホンジカによる農作物等への被害が事業区域周辺で多発している。太陽光パネル設置外周をフェンス設置することによりニホンジカ動線の変化が予測される。また大日向地区でも同社によるメガソーラー計画がある。そのため事業区域周辺でのニホンジカの生育状況等を適切に調査し、生態系及び近隣区域への影響を解析する必要がある。 | ・「南佐久郡鳥獣被害防止計画」の今後の取り組み方針として、ニホンジカを含む農林水産業等に被害を発生させている鳥獣の生態調査の実施が示されています。この調査結果や現地調査の結果を踏まえながら、準備書の中で生態系・近隣区域への影響を検討していきます。                                                                                                                                                      |
| 114 | 3-12<br>景観   | 166 | ○表3-3-49 景観に係る現地調査地点の設定理由<br>・調査地点に、物見櫓を建築し周辺が見渡せるようになっている花岡遺跡公園と、町内外のスポーツ活動が数多く行われている海瀬総合グラウンドを加える。                                                                                                  | ・現状では、花岡遺跡公園の物見櫓は老朽化のため立入禁止となっています。また公園の頂上から中腹にかけての北側斜面は樹林となっており、事業地側の眺望は得られない状況です。このことから、方法書では眺望の可否を×としました。今後物見櫓の修復計画を確認した上で、公園内からの眺望状況を確認しながら、景観調査地点といたします。<br>・また、海瀬総合グラウンドについては、眺望を得る場所ではないことから、景観調査地点の対象とはしませんでした。ただし、事業計画地に隣接していることから景観面の変化は大きいことが考えられるため、景観変化予測の実施を検討します。 |
| 115 | 3-14<br>廃棄物等 | 172 | ・売電期間は20年間と決まっている。継続しての発電・送電事業は確定できない。影響要因の区分に「供用終了後の影響」を加える。                                                                                                                                         | ・環境影響評価では、事業が継続するものとして工事中及び供用後の影響について検討いたします。なお、発電事業完了した場合のパネル等の発電設備は、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第一版)平成28年3月」(環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室)に沿ったリユース、リサイクル、適正処分を行います。<br>・事業地については、佐久穂町をはじめ、関係部署と協議した結果に基づくこととします。(例えば、自然公園としての活用～植林して森林に回帰するなど)                           |
| 116 | [頁外]         |     | ・以前に事業者により実施された説明会は具体的な計画が示されていなかった。方法書の決定後、前回と同様に、区長・水利組合・地域住民を対象とした説明会の開催を実施すること。                                                                                                                   | ・長野県における環境影響評価の制度では、方法書手続きの後は、環境影響評価準備書作成後に説明会を開催することとしております。計画では、平成31年1月の開催を計画しています。<br>・ただし、必要に応じて、説明会の開催を検討するなど地元の皆様にご理解をいただきながら、事業を進めて参りたいと思います。                                                                                                                             |
| 117 | [頁外]         |     | ・施設管理にあたっては、年間を通じ常駐の管理者を置き、発電送電の安全管理や降雨時の見回り等、常に施設の保全を図ること。                                                                                                                                           | ・施設管理にあたっては、年間を通じ平日の日中は、常駐の管理者を置き、発電設備の安全管理や降雨時の見回り等、常に施設の保全を図ることとします。                                                                                                                                                                                                           |